

令和 8年 8月10日

報道関係者 各位
PRESS RELEASE



条例に基づき和歌山県紀の川市長の資産等を公開します

市の条例により、市長が任期の開始の日において有する資産等についての「資産等報告書」を公開します。

（今回公開となるのは次の報告書です）

公開日 8月10日（月）

資産等報告書

任期の開始の日（令和8年2月27日）において有する資産等（土地、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、建物、預金、貯金、有価証券、自動車、船舶、航空機、美術工芸品、ゴルフ場の利用に関する権利、貸付金及び借入金）を記したものです。

報告書は市役所3階秘書課で閲覧していただけます。

【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県 紀の川市役所 市長公室 秘書課 和田・角

TEL : 0736-77-1770 FAX : 0736-77-7290 E-MAIL : k020200-001@city.kinokawa.lg.jp



●資産等報告書の概要

市長が、任期開始の日(2期目の任期開始の日＝R8.2.27)において所有する資産を報告するものです。

項目はつぎのとおりです。

- ①土地
- ②建物の所有を目的とする地上権または土地の貸借権
- ③建物
- ④預貯金
- ⑤金銭信託
- ⑥有価証券
- ⑦自動車や船舶等
- ⑧ゴルフ場の利用に関する権利
- ⑨貸付金
- ⑩借入金

①土地（2カ所）

所 在	面 積	固定資産税の 課 税 標 準 額
紀の川市 荒見字清水 46-3	331.48 m ²	609,563 円
紀の川市 荒見字清水 54-3	48.00 m ²	106,612 円

2カ所

②建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権

(所有していません)

③建物（1カ所）

所 在	床 面 積	固定資産税の 課 税 標 準 額
紀の川市 荒見字清水 46-3	239.63 m ²	8,239,347 円

1カ所

④預貯金

預金 0 円
貯金 0 円

⑤金銭信託

(所有していません)

⑥有価証券

(所有していません)

⑦自動車や船舶等

(所有していません)

⑧ゴルフ場の利用に関する権利

(所有していません)

⑨貸付金

(所有していません)

⑩借入金

(所有していません)

【問い合わせ先】

紀の川市役所 市長公室秘書課 担当：和田・角

電話番号 0736-77-1770（直通）